

事後審査型条件付一般競争入札を行うので、社会福祉法人こどもの杜経理規程第61条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月20日

社会福祉法人 こどもの杜
理事長 三 串 康 博

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 工 事 名 | (仮称)認定こども園おひさま新築工事 |
| (2) 工 事 施 工 場 所 | 千歳市みどり台南2丁目12-6, -7, -8, -9, -10, -11, -12, -13, -14, -15 |
| (3) 工 期 | 契約の翌日から 平成30年3月31日まで |
| (4) 工 事 概 要 | 鉄骨造2階建て 延床面積916.58㎡ |
| (5) 予 定 価 格 | 未公表 事後公表します。(消費税込み額) |
| (6) 入札参加資格の事後
確認 | 当該入札に係る入札参加資格の確認は、開札後に行うこととする。 |

2 入札に参加する者に必要な事項

入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 千歳市内または恵庭市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有し、平成29年・30年度北海道競争入札参加資格者名簿の建築工事の格付がA等級の者。
- (3) 過去5年以内に、保育園又は幼稚園、認定こども園の新築・増改築工事において、RC造又は鉄骨造で延床面積800㎡以上の元請けとしての施工実績(引渡しが済んでいるものに限る。共同企業体により施工した工事を含む)を有する者とする。
- (4) 本工事に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に適正に配置出来ること。
- (5) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 公告の日から入札執行日までの間に、北海道の入札参加資格者指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。
- (9) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (10) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (11) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者は、同一の入札に参加申請することができない。

ア 資本関係

- (7) 一方の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。)の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札の参加希望者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別紙 様式3）に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績書（別紙 様式4）

イ 工事施工実績証明書又はこれに代わる書面（契約書の写し等）

ウ 配置予定技術者経歴書（別紙 様式5）

(2) 受付期間

平成29年10月20日 から

平成29年10月25日 まで

（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 配布・受付場所

〒061-1416 恵庭市桜町3丁目9番1号

社会福祉法人こどもの杜 本部

又は、次のホームページからダウンロードできます。<http://kodomo-no-mori.or.jp>

(4) 提出方法

持参に限るものとする。（郵便又はFAXによるものは受け付けない。）

4 設計図書等の閲覧

設計図書・閲覧書（以下、「設計図書等」という。）は次のとおり閲覧に供する。

(1) 現場説明会 なし

(2) 閲覧期間

平成29年10月20日 から

平成29年10月30日 まで

（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 閲覧場所・方法

恵庭市桜町3丁目9番1号 社会福祉法人こどもの杜 職員室窓口で専用パソコンでの電子閲覧が

できます。未使用のCD-Rをご持参下さい。紙による複写はできません。

(4) 設計図書等に係わる質問は、質疑書(別紙様式1)により次の期間内に提出すること。

平成29年10月20日から

平成29年10月25日まで

(但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

質疑書の提出先は、3(3)の配布・受付場所

(5) 質問の回答は、

平成29年10月27日までに全事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出者にFAXにて送信する。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年10月31日 午前10時

※入札参加者は、通知した入札執行時間前に必ず桜町会館1階 学習室 受付で受付を完了すること。

(2) 場 所 恵庭市桜町3丁目8番13号 恵庭市桜町会館1階 学習室

(3) 入札参加者が複数に達しない場合は、入札を中止します。

6 入札の方法等

(1) 持参に限るものとする(郵送又はFAXによる入札は認めない。)。また、一般的な事項は、法人が定める「競争入札心得」によるものとする。

(2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

(3) 代理人が入札を行う場合にあっては、委任状を提出すること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額を持って落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、3回を限度とする。

(6) 当該入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定する。従って、最低入札者であっても落札者とならない場合があります。

(7) 入札書投函前に工事費積算内訳書を提出すること。

工事費等内訳書は、北海道の基準に基づいて作成するものとし、次の各号に該当した場合は、無効入札とする。

ア 内訳書の提出がない場合

イ 内訳書の明細が所定のレベルまで記載されていない場合

ウ 内訳書に記名・押印がない場合

エ 内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

オ 内訳書に値引き表示のある入札

カ その他当該内訳書の要件が確認できない場合

(8) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札参加資格の確認

(1) 確認手続等

競争入札参加資格の確認及び落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとし、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者(以下「最低価格入札者」という)を落札候補者とし、落札を保留する。

落札候補者の競争入札参加資格の審査は、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、競争入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。

(2) 資格の確認通知

落札者を決定したときは、直ちに落札者に電話等で通知する。

又、資格審査において競争入札参加資格がないと認めた者に対しては、

平成29年10月30日 迄に競争入札参加資格審査結果通知書(別紙様式8)により通知する。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、

平成29年11月1日までに書面により理由の説明を求めることができる。

(書面は3(3)の記載箇所に持参すること。郵送又はFAXによるものは、受け付けない。)

(2) 理由の説明は、

平成29年11月3日までに理由説明書(別紙様式9)により回答する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上を納付すること。

10 契約書作成の要否

必要とする。

11 その他

(1) 入札参加資格者は、競争入札心得及び関係法令を遵守すること。

(2) 最低制限価格制度に該当した場合失格になることがあります。

(3) やむを得ない事情により発注を取りやめる場合があります。

(4) その他不明な点については、次に照会すること。

社会福祉法人こどもの杜

〒061-1416 恵庭市桜町3丁目9番1号

TEL : 0123-34-0708 FAX:0123-34-0709